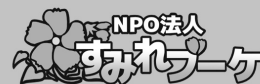


NPO すみれブーケでは、会員向けに「すみれレター」年2回発行しています。今回その中から記事の一部をダイジェストでご紹介いたします。



すみれ レター

第3~4号
ダイジェスト

2018年6月16日

発行：特定非営利活動法人
若者の自立支援
すみれブーケ
理事長 内田 朝代
〒156-0057
東京都世田谷区上北沢
四丁目18番15-701号
TEL 070 (2152) 2147
FAX 03 (5357) 8752
電子メールアドレス
smilebouquet2014@gmail.com

★第4号から

すみれブーケは、会員のみならず、はじめ多くの方々に支えられ、設立より三年目を迎えます。一八歳になり児童養護施設から退所した若者は、その後の支援が少ない

2017年10月発行

シェアハウス「すみれハウス」開設しました！

居場所事業のシェアハウス運営では、さらに多くの若者の居場所を設けるために世田谷区桜上水に4LDKの一軒家を賃借し、今年4月から新たなシェアハウス「すみれハウス」を開設いたしました。公的資金が得られないなか、民間の助成金である「ろうきん若者応援ファンド2017」を活用し、ハウス内の造作・備品等の整備を行いました。また、多くの皆さまからのご厚意で家具や家電、雑貨等も寄付をいただき魅力あるハウスとすることができました。現在、

入居社会人の募集、また新たな若者を受け入れる準備や面談を行っております。

一軒目のシェアハウスについては、継続して運営していく予定でございましたが、平成三〇年二月末に賃借期間が終了となり、その後の継続賃借の可能性が確定していないこと、また会員の皆様にご支援いただいている若者も定職につき自立へ向けて安定していることから、当法人としては新たに支援を必要とする若者を支えていきたいと考え、同シェアハウスを閉

鎖し、新たなシェアハウス「すみれハウス」のみの開設とすることいたしました。

◎実家としての居場所

昨年の児童福祉法の改正で自立援助ホームや施設でのアフターケアの継続が示されましたが（すみれレター三号四頁の井上仁教授の記事参照）、児童養護施設退所後の子どもへの支援が少ないなか、制度の対象外となっていて支援を受けられない若者も少なくありません。すみれブーケは、そのような制度による支援を受けられない若者を対象に、失敗したり進学後につまづいたりしても再チャレンジできる環境づくりを、シェアハウスで生活することを通じて進めています。シェアハウスでは社会人と住むことの意味を重視し、社会人やコーディネーターに相談でき、知りたいことを教えてもらえる環境、そして安心して帰れる、失敗しても戻れる実家としての居場所をつくっています。

◎コーディネーターによる家庭的なサポート

新たなシェアハウス「すみれハウス」では今年四月で四年目を迎

える一人の若者が「準社会人枠」として、新たな支援を受ける若者の入居を待ちながら自立に向け頑張っています。親がいても親との関係性を絶たざるを得ないなか、これからは社会で生きていく若者です。その若者が住む「すみれハウス」にはコーディネーター二名を配置し、何かあったときには相談でき、「一人ではない」と思ってもらえるよう家庭的な寄り添いを行っています。若者の笑顔にすみれブーケの活動の意義を感じています。

◎啓発広報活動

多くの方々に私たちの活動を知っていただくため、「すみれブーケチャリティーショー」を今年六月一八日に開催しました。また、地域の行事に参加した際には多くの方々からたくさんのご支援と応援をいただきました。

これからもすみれブーケは若者への支援を行ってまいります。引き続きご支援のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（理事長 内田朝代）

2016年児童福祉法改正——若者自立支援への影響

日本大学文理学部社会福祉学科教授 井上 仁

1 児童福祉法に明記された子どもの権利

2016年児童福祉法が改正をされました。一番大きな改正は、児童福祉法の理念と目的に「子どもの権利」が明記されたことです。

児童福祉法は、戦災孤児の救済の必要性から、子どもの保護を目的に制定された法律です。そのためにこれまで、健全に子どもを育成することが理念として示され、いかに子どもを保護するかがその目的とされてきました。

今回の改正で、次のようになりました。

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。(2項・3項略)

一番大きな変更点は、「子どもの権利条約に基づく子どもの権利の尊重」が明記されたことです。これまでは、子どもは保護される対象という“客体”でしかありませんでしたが、この改正によって子どもは育つ主体として認められ、第2条に書かれたように権利の主体者として子どもの意見も尊重され、保護者だけにとどまらず国や自治体にその責務があることが明記をされました。

もちろんこれだけでなく、今回の法改正では、児童虐待防止の強化、自治体や児童相談所の体制強化(中核市・23区への設置)、里親の推進なども打ち出され、2017年4月から(一部は2016年10月から)施行されます。

2 子どもの最善利益と若者支援

子どもにとっての最善利益とは何かを理解する必要があります。子どもにとっての最善利益は、子ども誰もが育つことのできる環境を得るということに尽きるかと思えます。育つ権利とは何かということになりますが、その終着点は自立して社会に参加をするということになります。自立して社会に参加する環境が子どもの利益として確保されること、すなわち、家族の状況や経済的状況など、子ども自身が選択できない環境に左右されることなく、まさに誰もがその能力に応じて同じように社会

参加できるようにしていくことが子どもの最善の利益といえます。つまりフェアスタートの確保ということになります。

しかし、実際にはわが国の子どもの貧困率は、六人に一人までに高まっており、日々の食に窮する子どもたちのための子どもの食堂や大学等進学のための無料学習塾などの活動が報道され続けられています。日本大学文理学部学生ボランティア活動の桜んぼ塾もその一つで、当初は児童養護施設の子どもの学習の機会を提供するための学習塾としてスタートしましたが、現在は子ども家庭支援センターとの連携もあり、地域の一人親の子どもさんや学校に行きにくい事情を抱える子どもさんが増えてきて、毎週1回の塾にもかかわらず30数名の子どもさんが通ってきています。桜んぼ塾だけでなく、学生ボランティアが参加する世田谷ゼミナールや子ども食堂に、多くの子どもさんが集まってきているとの報告もあります。

世田谷区は、全国に先駆けて設置された子ども若者部若者支援担当課によって、社会的保護を要する子どものための「せたがやフェアスタート事業」がスタートしています。これは児童養護施設や里親を巣立った若者に安価な住宅と給付型奨学金を給付する制度で、社会的保護を必要とする子どもの最善利益を実現するための施策といえるものです。この世田谷のフェアスタート事業が、一人親や経済的に困窮した子どもたちのために拡大され、全国でこのような制度がスタンダードになった時児童福祉法の目的が達成されます。

3 すみれブーケシェアハウスの意義

フェアスタート事業の先にNPO法人すみれブーケが運営するシェアハウスが位置づけられます。施設・里親以後に社会でうまくいかなかったときに、実家のように再スタートできる場所として運営されています。児童福祉法の改正では、自立援助ホームや児童養護施設・里親でも22歳まで(大学卒業程度まで)子どもを継続してみることが制度化されました。大きな前進がありました。

しかし、若者が社会に出て何らかのアクシデント(退学・失業・疾病等)のため一時的な避難場所としての施設などや、実家のように生活をしながら再出発できるようにする自立支援事業はまだ認められていません。だからこそNPO法人すみれブーケは、子どもの未来の安心を保障する存在として、若者のモデルとなる社会人やコーディネーターによって支えられ、再出発するための緊急避難場所でもあり実家として機能する暮らしと学びの場として、シェアハウスを位置づけていきたいと思っています。未来の安心を保障することが、子どもの最善利益の保証につながっているのです。

【居場所づくり】シェアハウス運営の方針

すみれブーケは、児童養護施設等を退所後、生活していくなかで失敗したり、進学したけどつまづいたりしたときに、再チャレンジしたい若者を支援しています。その活動の中心がシェアハウスを運営することによる「若者の居場所づくり」です。居場所といっても、すみれブーケの運営するシェアハウスは、単に住居を提供するというわけではありません。

親がいても親に頼ることのできない若者、親との関係性を絶たざるを得ないなか社会で生きていく若者たちです。失敗したりつまづいたりしたときに、何が必要でしょうか。皆さんが、そうしたときに当たり前のようにしていること 家族にぐちったり、相談したり、泣いたり、怒ったり、怒られたり それが彼女や彼女たちにはできません。そこですみれブーケは次のように考えています。 【2号からの抜粋】

■社会人と住むことを重視

すみれブーケは、若者がシェアハウスで社会人と共に住むことを重視しています。「ひとりではないよ!」と思ってもらえるように、すみれブーケは彼や彼女たちに寄り添っています。

●社会人と住むことのメリット●

- ・困ったとき相談できる。
- ・落ち込んだとき励ましてくれる。
- ・話を聞いてくれる。
- ・いつでも知りたいことを教えてもらえる。
- ・コミュニケーションをとること（一声かけること）の大切さを学ぶことができる。

■コーディネーターを配置

社会人と一緒に住んだからといって、必ずしもいつもうまくいくわけではありません。一緒に住むからこそ、つらいこともあります。そこで、すみれブーケではコーディネーターを配置しています。

●コーディネーターの役割●

- ・若者が相談したいときにすぐ相談に応じる。
- ・いっしょに住む社会人との関係調整を行う。
- ・暮らしの中でのルールの大切さを説明する。
- ・公的書類の書き方や提出方法・法律関係・お金の使い方・バイト先の手続等など、社会的自立に向けたアドバイスやサポートを行う。

すみれちゃんとうたくんという名前は、福音寮の子どもたちに考えてもらった多くの候補の中から、理事会でキャラクターに合うものを選びました。

キャラクターのデザイン

インにすることをしました。



すみれちゃん

若者による 若者支援

それは、このキャラクターを見て「あつ、すみれブーケのすみれちゃんとうたくんだー」「そういうえばこういう活動をしているキャラだよね」など、少しでも認知されやすいキャラクターデザインにすることをしました。

このすみれブーケを若い人に知ってもらうためと、難しい文章などをわかりやすくイラストで理解してもらうために「すみれちゃん」と「うたくん」を作成しました。

うたくん



みやすいと思ったからです。

すみれちゃんは、パツと見て可愛いなと思えるようなデザインにし、うたくんは、当初は髪型がもつと長かったのですが、女の子に見えてしまいそうだったので、理事会で検討した結果、髪を短くしました。目も細く少し鋭い感じだったので親しみやすく少し目を大きくデザインし直したり、何度も修正しました。そして何よりも考えた